

日 時	令和元年9月24日(火)午後2時～
場 所	四條畷市役所 委員会室

(出席者) 小寺委員長・柏原副委員長・福地委員・河原委員・西岡委員・原委員・森本委員・小林委員・福井委員・山田委員

(欠席) 市林委員・市山委員

1. 開会

事務局：定刻になりましたので、只今から「令和元年度第2回四條畷市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。皆様方には、お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。わたくし、本日司会を努めさせていただきます子ども政策課の織田でございます。よろしく願いいたします。

本日の出席委員は10人、欠席委員は2人でございます。四條畷市子ども・子育て会議規則第3条第2項の規定により、委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

なお、本日の会議の傍聴者は3名です。本日の会議を公開してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

次に配付資料の確認をさせていただきます。

<資料確認>

それでは、ただ今から議事に入ります。これ以降の議事につきましては、規則第3条第1項の規定により、委員長が議長となっておりますので、小寺委員長をお願いいたします。委員長よろしく願いいたします

2. 議事

- ①子ども・子育て支援事業計画(たたき台)について
- ②その他

小寺委員長：今年度第2回の子ども・子育て会議です。皆さんよろしく願いいたします。それでは、案件1「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画(たたき台)について」議論していただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局：<資料説明>

今回は、計画のたたき台の確認をお願いしたいと思います。計画の骨格や方向性について、ご意見をいただけたらと考えています。たたき台でありますので、今後、大きく修正を行う可能性がございますことをご承知ください。では、全体の説明を行いますので、説明が長くなりますが、ご了承ください。

まずは、ページをめくって目次をご覧ください。本計画は第6章までの計画としており、第1章では計画策定の背景や計画期間などについて、第2章では統計やニーズ調査結果などからみられる現状について、第3章では基本目標や施策の体系などについて、第4章では各目標につながる施策について、第5章では教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容について、第6章では計画の推進について示します。

第1章について、本計画は平成27年3月に策定した現行の四條畷市子ども・子育て支援事業計画が平成31年度末をもって計画期間が満了することから、引き続き、子ども・子育て支援の取組みを進め

るため、第2期計画として定めるものでございます。また、本計画内には、現行計画に引き続き、「四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を包含するものとします。

さらに、これまで子どもの貧困対策については計画としての位置づけはなく、支援に取り組んできましたが、今年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村に子どもの貧困対策推進計画の策定努力義務が課されたことなどを踏まえ、本計画を子どもの貧困対策推進計画として位置づけます。

3 ページをご覧ください。本計画の計画期間は令和2年度から6年度までの5年間とし、社会情勢の変化等に応じ、必要に応じて適宜見直しを行います。次に、計画の策定方法については、大きくは3点ございます。一点目がニーズ調査による市民の意向把握とアンケート調査の実施です。ニーズ調査は平成30年12月に就学前児童の保護者、就学児童の保護者に対し、保護者の就労状況やサービスの利用意向等について把握することを目的に実施したもので、量の見込みの試算や市民の意向把握に活用しました。

また、ひとり親家庭等自立促進計画策定にあたって、令和元年8月にひとり親家庭等を対象に本市と大阪府で実施したアンケート調査の結果を計画策定の基礎資料としました。

二点目に、本会議である子ども・子育て会議と庁内の関係課で組織する子ども・子育て実務者会議での審議、検討です。

三点目に、パブリックコメントの実施です。公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に、1月に実施を予定しております。

次に、第2章の現状についてです。各データについては、またご覧いただければと思いますが、主なところでは、8ページの女性の労働力率の推移について、働く女性の割合が上昇傾向を示していることが分かり、共働きの世帯についても増加の傾向にあります。

また、ひとり親家庭の現状では、10ページにおいて、総世帯に占める母子世帯、父子世帯の割合は全国及び大阪府の割合より高い数値で推移し、母子世帯は年々増加傾向にあります。

また、子どもの貧困の状況については、13ページにおいて、国の調査では、子どもの貧困率は長期的な傾向として概ね緩やかに上昇し、平成27年は13.9%となっています。ひとり親の世帯の貧困率が50.8%と高い状況にあります。本市の状況として、14ページの就学援助率や生活保護率の推移を見ると、横ばいまたは減少傾向にあります。

次にニーズ調査の結果からは、15ページで、母親の就労状況は、就学前で「フルタイムで働いている」の割合が25.2%、「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が21.4%で、合わせて46.6%の家庭で母親が働いており、5年前の調査時より7.9ポイント増加しており、それに伴い保育ニーズが増加しています。17ページの平日利用したい教育・保育事業では、「認定こども園」の割合が51.0%、「認可保育所」の割合が34.6%、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」の割合が29.5%などとなっており、「認定こども園」の認知が進み、利用者から一定の評価が得られていることがうかがえると同時に、共働き世帯においても幼稚園のニーズがあることがうかがえます。

22ページの育児休業に関しては、母親で「育児休業を取った、あるいは、今取っている」の割合が37.8%と5年前の調査時より15.2ポイント増加したものの、父親は「育児休業を取らずに働いた」が86.1%で、5年前の調査時より、7.1ポイント増加し、父親の育児休業の取得が進んでいないことが分かります。母親の状況を鑑みると、職場における子育てへの一定の理解が進んでいると推察するものの、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進などにより、仕事と子育ての両立支援の環境づくりをさらに進めることが必要であると分かります。

次に、26 ページの第 1 期計画の進捗状況です。第 1 期計画では、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、取組みを進めてきました。現在実績値がまだ集まっていないものがあるため、26 ページ及び 28 ページの実績において一部未定稿としております。第 1 期計画で量の見込みを大きく見込みすぎていたものを除いて、概ね 8 割から 9 割の成果が出ています。

現状を踏まえ、31 ページで課題をまとめており、一つ目には、母親の就労意向の高まりを受け、保育ニーズの増加と多様化への対応が必要です。

二つ目は、支援を必要とする家庭への対応です。子どもの健やかな成長を支えるためには、きめ細やかな対策が求められます。

三つ目は、妊娠・出産から子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援が必要です。

四つ目は、子育ての不安や負担を解消するために、仕事と子育てが両立できる環境づくりが重要です。

五つ目は、子どもたちが安全で健やかに過ごすことができるよう、安心・安全な子育て環境の整備が求められています。

このような課題を踏まえ、33 ページ、第 3 章で、計画の基本的な考え方を示しています。

まず、基本理念について、第 2 期計画においても、子どもの幸せを第一義として、子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していくため、引き続き、第 1 期計画の基本理念を継承し、「子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、可能性を育むまちづくり」を掲げます。

そして、基本理念の実現に向けて 5 つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 は、親と子の育ちと学びを支援する環境整備です。子ども・親を取り巻くすべての大人が、子どもの視点に立ち、子どもが健やかに育っていけるよう、子どもの教育・保育の充実や家庭教育への支援等、乳幼児期から学童期まで一貫して質の向上を図ります。

基本目標 2 は、子どもの権利擁護推進です。虐待、いじめ、障がい、ひとり親、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを保障できるよう、幅広い施策を進めます。

基本目標 3 は、親子の健康確保と増進です。妊娠・出産期から切れ目なく、親子の健康の確保に努めるとともに、保護者が安心して子どもを産み育てられる環境をめざし、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行い、発達段階に応じた相談支援を実施していきます。

基本目標 4 は、家庭と仕事の両立支援です。男女が共に子育てに参加し、喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進するとともに、すべての労働者が、仕事時間と生活時間のバランスが取れた多様な働き方が選択できるように働きかけていきます。

基本目標 5 は、子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりです。交通事故、犯罪等の被害にあわないように、安心・安全な環境づくりの取組みを進めるほか、子育てで孤立することのないよう、子育て家庭が外出しやすい環境を整え、子育てを楽しむ心のゆとりを持てるようなまちづくりを進めます。

次ページの施策の体系は、基本理念、基本目標、施策の方向について一覧にまとめたものです。

37 ページから、第 4 章施策の展開として、施策の方向につながる事業について示しています。事業については、一定まとめたものを掲載していますが、今後、さらに精査を加え、修正を行う予定です。

基本目標 1 の親と子の育ちと学びを支援する環境整備につながる施策の方向は 5 つあり、一つに、すべての子育て家庭への支援では、地域における子育てサービスの充実と子育て家庭への経済的支援に関する事業を掲げています。

二つに、就学前教育・保育の充実では、アクションプログラム、保育体制の整備、保育サービスの多様化、保育サービスの第三者評価への取組みに関する事業を掲げています。

三つに、子どもの生きる力を育成する教育・保育環境の整備では、子どもの生きる力の育成、子どもの多様な体験の充実、子どもの学力向上に関する事業を、四つに情報提供と相談体制の充実では、相談支援の充実、子育て・子育て支援のネットワークづくり、つどいの場づくりの事業を、五つに次代を担う親の育成では、未来の親の育成、人権意識の醸成に関する事業を掲げています。

基本目標2の子どもの権利擁護推進では、四つの施策の方向を示し、一つに子どもへの権利侵害対策の充実では、虐待予防から予後の家庭支援、虐待防止ネットワーク活動の充実、いじめ・体罰等への対応に関する事業を掲げています。

二つに、障がいのある子どもに対する施策の充実では、地域で共に育つ環境整備、子育て支援の総合的な対応力の強化、地域のリハビリテーション体制の充実、障がい児施策の充実、保幼小中の連携に関する事業を掲げています。

三つ目のひとり親家庭などの自立支援については、51ページから記載しており、第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画として包含しています。

こちらについては、担当の子ども支援課から説明します。

事務局（子ども支援課）：ひとり親家庭などの自立支援、第四次 四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画について、ご説明いたします。

本計画については、先程、説明のありましたように、第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画に包含された形で策定いたします。

ひとり親家庭等については、近年、離婚件数が年々減少傾向にあるものの、結婚に対する価値観の多様化などから依然として高い数値を維持し、低賃金や不安定な雇用条件など、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

本市では、これまで第三次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、総合的な事業展開を図ってまいりましたが、第三次計画が平成31年度末をもって終了することから、引き続き、ひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方や施策の方向性を、本計画において示してまいります。

51ページ、「I 第三次計画取り組み状況と第四次計画に向けて」をご覧ください。

第三次計画では、「ひとり親家庭等が社会を構成するひとつの家族形態であるという考え方を基本に、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、安定した生活を営むことができるとともに、子どもたちが健やかに育つことができるようなまちづくり」を基本理念に掲げ、基本理念に基づく、「人権尊重の視点」、「子どもの視点」、「自立を支援する視点」の3つを基本的視点に、「相談体制の充実」、「生活支援」、「経済的支援」、「人権尊重の社会づくり」の4つを基本的な目標に定め、ひとり親家庭等に対する総合的な支援の取り組みを進めてまいりました。

それぞれの目標に対する、取り組み状況と課題については、51ページ下段から55ページに記載のとおりとなります。

続きまして、56ページをご覧ください。施策の基本方針、基本理念については、第三次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画の基本理念を踏襲し、ひとり親家庭等が社会を構成する多様な家族形態のひとつであるという考え方を基本に、その親と子どもの人権が尊重され、ひとり親家庭の親が安心して子育てをしながら、自らの力を発揮し、経済的に自立することで安定した生活を営み、子どもたちが笑顔で健やかに育つことができるまちづくりをめざすことを基本理念とします。

次に、基本視点につきましては、長期的な見通しの中で設定する必要があることから、基本理念と同様に前計画を引き継ぎ、「人権尊重の視点」、「子どもの視点」、「自立を支援する視点」の3つを基本視点といたしました。

次に、57 ページの基本目標につきましては、前計画では、「相談体制の充実」、「生活支援の充実」、「経済的支援」、「人権尊重の社会づくり」の 4 つを基本目標に定め、施策の展開を進めてまいりましたが、第四次計画においては、これまでの施策の取り組み状況や 施策の方向性などを整理の上、「ひとり親家庭等を支える環境整備の推進」、「就業支援の推進」、「子育て・生活支援の推進」、「経済的支援の推進」の 4 つを定めております。

次に、58 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、誠に申し訳ございませんが、記載内容に修正があり、本日、差替え分を配布させていただいております。

本ページにつきましては、施策を体系化して、基本理念、基本的な視点、基本目標を掲載しており、基本目標に対する施策の方向として、ひとり親家庭を支える環境整備の推進では、「母子・父子自立支援員による相談支援の充実」、「各種専門相談機関等との連携強化」、「養育費確保に向けた啓発・相談の充実」、「人権尊重の社会づくりの推進」、就業支援の推進では、「安定した就業に向けた能力の開発」、「就業支援の推進」、「就業機会創出のための支援の推進」、子育て・生活支援の推進では、「生活支援の推進」、「子育て環境の充実」、経済的支援の推進では、「経済的援助の実施」、「経済的負担の軽減」、「経済的支援に関する情報提供の充実」を掲げております。

次に 59 ページから 62 ページにつきましては、施策の展開を掲載しております。

施策の展開に関する各事業につきましては、現状、第三次計画の事業を整理の上、四條畷市子ども・子育て支援アクションプランに掲げた事業を含め、掲載しておりますが、現在、8 月に実施した児童扶養手当現況届け提出者や母子寡婦福祉会の会員の皆様にご協力いただきました、アンケート調査を集計し、報告書を作成している最中にあり、アンケート結果がまとまり次第、各事業の精査を図ってまいりたいと考えております。子ども支援課からは以上です。

事務局：引き続き、四つ目の子どもの貧困対策の充実についてです。こちらは、第 1 期計画では施策の方向に入れておりませんでした。今回新たに追加しました。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、教育、就労、相談など各分野の総合的な取り組みによって、子どもの貧困対策を進めていきたいと考えています。

事業としては、経済的支援及び就労支援、学びを支える環境づくり、子どもたちへの支援、保護者への支援、安心して子育てできる環境整備、健康づくり支援に関する事業を掲げています。

基本目標 3 親子の健康確保と増進では、2 つの施策の方向を示し、一つに子どもや母親（保護者）の健康確保では、子どもや母親の健康の確保、健診等の推進、小児医療の充実に関する事業を、二つには食育の推進を掲げています。

基本目標 4 家庭と仕事の両立支援では、3 つの施策の方向を示し、一つには、男女共同参画への意識づくり、二つにワーク・ライフ・バランスの推進では、ワーク・ライフ・バランスの啓発、保育サービスの多様化に関する事業を掲げています。三つに、就業環境改善への働きかけでは、就業環境改善への働きかけ、子育て中の親に対する再就職支援に関する事業を掲げています。

基本目標 5 子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりでは、3 つの施策の方向を示し、一つには、安心して外出できる環境の整備を、二つには、子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進に関する事業を掲げています。三つに、すごしやすい保育・教育環境の確保では、すごしやすい保育・教育環境の確保、若い世代の住宅確保にかかる支援、まちがにぎわう仕掛けづくり、相談の場づくりに関する事業を掲げています。

77 ページ、第 5 章では事業計画として、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提

供体制の確保内容について示しています。

教育・保育に関しては、既存の提供量でニーズ量を一定確保できる見込みですが、今後、状況の変化に伴い、保育需要が著しく増加する場合など、地域型保育事業などの必要性について、その都度対応を検討したいと考えます。

地域子ども・子育て支援事業に関しては、まず、時間外保育事業では、保護者の就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、引き続き、通常保育を延長した保育を実施します。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業では、人数の集計などが終わっていないため、申し訳ありませんが、未定稿です。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業以外では、一部提供量に不足が見られるものの、平成30年度の利用実績を鑑みると対応可能と思われれます。

病児・病後児保育事業は、令和元年度は、病児保育1箇所、病後児保育1箇所、体調不良児を1箇所実施しており、企業主導型保育事業において病児保育事業を開始する予定です。

ファミリー・サポート・センター事業では、必要な人が利用しやすいように、制度の周知を図るとともに、多様なニーズに対応できるよう援助会員の確保に努めます。

子育て短期支援事業では、必要な人が制度を利用できるように、制度の周知と提供量の確保に努めます。

地域子育て支援拠点事業では、地域子育て支援拠点や、公立保育所等における子育て支援の取組みの周知を図ります。

放課後の居場所づくり事業（放課後児童健全育成事業および放課後子ども教室事業）では、令和2年3月末の四條畷東小学校の廃校に伴い、東ふれあい教室も廃止し、統合先の四條畷小学校にある四條畷ふれあい教室の定員を80人から120人に増設を行います。

妊婦健康診査では、妊婦健診にかかる自己負担の軽減を目的として、令和元年7月から妊婦健康診査の増額を実施しており、今後とも国の動向を注視していきます。

乳児家庭全戸訪問事業は、生後2か月までに乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳児とその保護者の心身の状況と養育環境の把握を行うとともに、4か月健診までに民生委員・児童委員・主任児童委員も訪問を行い、地域の子育て情報の提供を行っていきます。

養育支援訪問事業等は、養育支援が必要な家庭に対応できるよう、保健センター等と連携して支援を行います。また、必要に応じ、産前産後ヘルパー事業等も活用し、支援を強化します。

利用者支援事業は、子育て総合支援センターと保健センターを拠点とした利用者支援事業を推進するとともに、関係機関との連携を図り、身近な場所での相談や情報提供を行います。

93ページから、第6章で計画の推進体制を示しています。計画の推進にあたっては、関係機関や関係部局等との連携を強化し、総合的、効果的に施策を推進します。

また、庁内関係課を中心に具体的施策の進捗状況について把握、点検を行うとともに、子ども・子育て会議において、施策の取組み状況について確認、評価を行い、必要に応じて施策の検討、調整を行います。

以上、長くなりましたが、計画たたき台の説明です。よろしくお願いたします。

小寺委員長：「第2期四條畷市子ども・子育て支援事業計画（たたき台）について」ご説明いただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

柏原副委員長：4ページの3、パブリックコメントの実施については、実施されたのでしょうか、それとも実施予定でしょうか。

事務局：たたき台のイメージとして、「実施しました」という書き方をしていますが、1月に実施を予定しております。

柏原副委員長：働く女性の割合が上昇している、共働き世帯が増えているという点については、どの市でも同じような傾向かと思いますが、12ページで生活保護世帯における母子家庭が減っているとあります。他市では、生活保護の母子家庭は増えている状況だと聞きましたが、市の特有なのか教えていただけますか。

事務局：10年前から比較して減っております。本市の特異的な状況としまして、地域に大型商業施設ができました。この時期から、通勤に時間がかからない就労をされる家庭が増えました。母子家庭は一定数ありますが、生活保護を必要とする以上の所得がある世帯が増えたという特色があります。

小寺委員長：私からも質問がございます。ひとり親家庭などの自立支援について、これが第四次四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画に該当するというので、51ページから62ページだと思います。こちらを別冊にする市もあるかと思いますが、どこからどこまでか、ひとり親についての計画なのかわかるように工夫をしていただいた方が良くないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：もともと、四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画は、第1次計画の頃は、単体の冊子として作成しておりました。子ども・子育て支援事業計画と密接に関係していることから、前回から四條畷市ひとり親家庭等自立促進計画を子ども・子育て支援事業計画に包含した形で作成するようになりました。また、次の子どもの貧困対策の充実についても、同様に関連性があるということで包含して作成しております。わかりやすいように示せるように考えさせていただきます。

小寺委員：他にご意見等ございませんか。無いようですので、次第の案件「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局：2点ご報告いたします。1点目は病児保育事業についてお知らせします。現在企業主導型保育事業を実施されている迦の森こども保育園において、今年度中に病児保育事業を開設される予定と伺っておりますので、ご報告いたします。

2点目に今後のスケジュールをお知らせします。次回、第3回会議につきましては12月19日（木）午後2時からの開催を予定しています。その後のスケジュールについても記載しておりますのでご予定いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議録につきましては、後日、事務局から作成したものを送付しますので、内容をご確認いただき、指定させていただく期日までに修正等ありましたら事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。なお、会議録につきましては、市ホームページへの掲載を予定しています。以上です。

小寺委員長：ただ今、事務局から説明がありましたが、これについてご意見等ございませんか。

柏原副委員長：企業主導型の保育事業について、色々な問題があるという話をマスコミ等で聞きますが、病児保育事業を展開されるにあたり、企業の趣旨があるのかお伺いできますか。

事務局：今回病児保育事業を立ち上げられる企業から伺った話によりますと、園に子どもさんを預ける中で、働いている保護者からのニーズがあり、園として病児保育事業を立ち上げた方が良くないのではないかと考え、開設に至ったとのことでした。

柏原副委員長：自ら病児保育事業を行いたいと話が出たということでしょうか。

事務局：おっしゃる通りでございます。

小寺委員長：他にご質問はございますか。特に無いようでございますので、ただ今をもちまして、「令和元年度第2回子ども・子育て会議」を閉会いたします。ありがとうございました。

<閉会>